

各県立学校長 殿

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育室長
人権同和教育課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（通知）

新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の対応については、各学校において感染症対策を最大限に行いながら教育活動を行っているところですが、今般、全国的に感染が急速に拡大し、本県においても、令和4年1月27日（木）から2月20日（日）までの間、「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、一層の感染症対策の徹底が求められているところです。

については、各学校において、改めて、下記の点に留意するほか、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.11.22 Ver.7）」における学校行動の行動基準「レベル3」の対応を行ってください。

記

1 基本的な感染症対策

- (1) 児童生徒・教職員には、毎日自宅等で健康観察を行わせ、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒・教職員ともに自宅での休養を徹底させること。また、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えさせること。
- (2) 学校内においては3つの密（密閉、密集、密接）の回避、原則マスクの着用、手洗いの徹底など基本的な感染症対策に努めること。特に、冬場であることを踏まえ、換気の徹底に留意すること。
- (3) 児童生徒に手洗いを徹底させる時間を確保するとともに、校内で多くの児童生徒等が手を触れる箇所等について、こまめに消毒を行うこと。
- (4) 昼食時等の飲食の際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控える等の対応を徹底すること。また、会話は飲食後、必ずマスクを着用して行うこと。
- (5) 公共の交通機関を利用する場合はマスクを着用し、大声での会話は控えること。
- (6) 受験・就職試験等で県外に移動する際は、体調管理をしっかりと行い、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、PCR検査等の活用を含め、「うつさない」、「うつらない」行動を心がけること。

2 生徒指導

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心のケアに適切に取り組むこと。
- (2) 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。
- (3) 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができなかつたり、接種を望まなかつたりする児童生徒もいるということを理解させ、接種を受けていない者に差別的な扱いをすることのないようにすること。

3 学習指導

- (1) 身体的距離を確保するため、児童生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m）確保するように座席を配置すること。それができない場合は、学級を複数のグループに分けた上で、使用していない教室を活用する等して、児童生徒の間隔を確保すること。
- (2) 公共交通機関の利用者が多い学校や学校規模が大きく、教室内で「3つの密」が生じる学校等では、時差通学や分散登校等の実施を検討すること。併せてICT機器を活用したオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討すること。
- (3) 歌唱指導や調理実習、体育における児童生徒が密集する場面が多い活動等の感染のリスクが高い学習活動は行わないこと。

4 部活動

部活動については、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。また、密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動、向かい合って発声したりする活動は行わないこと。

さらに、県内外における練習試合や合宿等を行わないこと。加えて、部活動終了後に、児童生徒同士の飲食は行わないよう特に指導を徹底すること。

5 学校行事

学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与え、思い出に残る等有意義な教育活動であることから、各学校においては、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者等の理解・協力を前提に、実施に向けた検討を行うこと。その実施に当たっては、開催する時期、場所及び時間のほか、開催方法（時間短縮や人数制限等）について十分配慮すること。

なお、卒業式については別途通知する。

6 寄宿舍等における生活

- (1) 管理者及び児童生徒は毎日体温測定と体調チェックを行い、確実に記録すること。また、発熱もしくは体調不良の者は居室内（可能なら個室）に隔離すること。
- (2) 居室の換気をこまめに行い、居室を2人以上で共用している場合は近距離での会話は避けること。
- (3) 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限する等して密を避けること。

<問合せ先>

（保健管理に関すること） 保健体育課健康教育係	電話099-286-5316
（部活動に関すること） 保健体育課学校体育安全係	電話099-286-5323
高校教育課高校教育係	電話099-286-5291
義務教育課特別支援教育室	電話099-286-5296
（教育課程に関すること） 高校教育課高校教育係	電話099-286-5291
（特別支援学校に関すること） 義務教育課特別支援教育室	電話099-286-5296
（偏見・差別に関すること） 人権同和教育課	電話099-286-5364